

広島県告示第千六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が廿日市市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、廿日市市長から届出があつた。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
廿日市市宮島町字大西町一〇の三の地先	四、八八四・五五平方メートル	廿日市市宮島町字大西町